

# 令和8年度 ～償却資産申告の手引き～

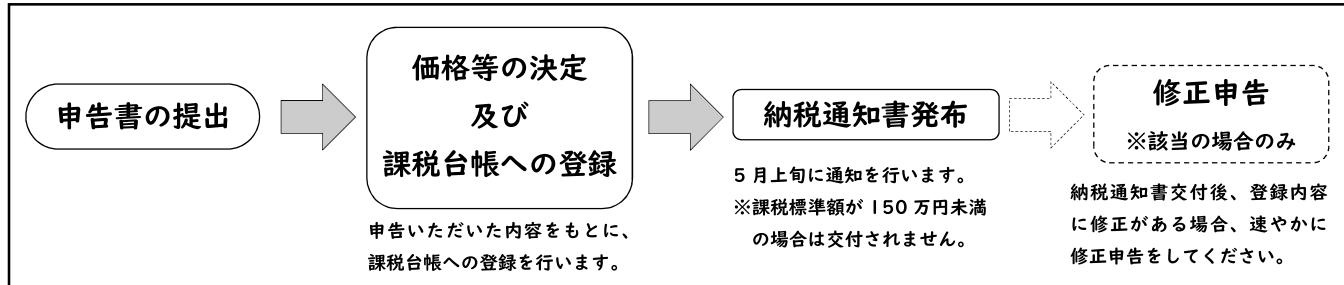


摩周湖と いで湯のロマン 弟子屈町

## ① 儻却資産とは

土地及び家屋以外の、事業のために使用している資産又は使用することのできる資産です。（地方税法第341条第4号）

## ② 儻却資産申告から課税までの流れ



## ③ 儻却資産の種類と具体例

資産の種類	申告資産の例
1 構築物 (建物附属設備含む)	舗装路面、看板（広告塔等）、土地に定着した土木設備、受変電設備等
2 機械及び装置	太陽光発電設備、各種製造設備等の機械及び装置、モアコンディショナー、テッター等
3 船舶	漁船、釣船、ボート等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	ハイローダー、フォークリフト、大型特殊自動車（分類番号「0、00~09、000~099」「9、90~99、900~999」）等
6 工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）、ルームエアコン、応接セット等

## ④ 儻却資産の対象とならない資産

- 自動車税、軽自動車税の対象となる資産。（大型特殊自動車は申告が必要です。）
- 土地、家屋、無形減価償却資産（ソフトウェア、特許権）など。
- 乳牛・肉用牛・馬等の生物。
- 耐用年数が1年未満または取得価格10万円未満の償却資産で一時に損金算入しているもの。
- 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年内に一括して均等償却するもの ※裏面の《⑦4. 少額の減価償却資産の取扱いについて》を参照ください。

提出期限：令和8年2月2日（月）

※提出期限を経過しても受付は行いますが、その際は早急に提出願います。

弟子屈町

## ⑤償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載例

(※地方公共団体システム標準化に伴い、今回申告分から申告書様式が変更となっています。)

受付印  
令和 8 年 1 月 31 日  
北海道川上郡弟子屈町長  
徳永 哲雄 殿

令和 8 年度

## 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

帳票識別コード		
申告区分	<input type="checkbox"/> 当初申告	・ <input type="checkbox"/> 修正申告
処理方式	<input type="checkbox"/> 一般処理	・ <input type="checkbox"/> 電算処理
申告書等送付番号		
0009999999		

所 有 者 者	フリガナ	ホッカイトウカワカミケンテシカカチョウチュウオウ	5 6 7 8 9	個人番号又は法人番号	3000020016659	10	短縮耐用年数の承認	<input type="checkbox"/> 有	・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	住所	088-3292		事業種目		11	増加償却の届出	<input type="checkbox"/> 有	・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	[納税通知書送付先]	北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号		資本金又は出資金の額	10,000,000 円	12	非課税該当資産	<input type="checkbox"/> 有	・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	電話番号	015-482-2914		事業開始年月	昭和 22 年 7 月	13	課税標準の特例	<input type="checkbox"/> 有	・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
フリガナ	テシカカチョウヤクバ	この申告に応答する者の係及び氏名	弟子屈 太郎	14	特別償却又は圧縮記帳	<input type="checkbox"/> 有	・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
氏名	弟子屈町役場	電話番号	015-482-2914	15	税務会計上の償却方法	<input checked="" type="checkbox"/> 定率法	・ <input type="checkbox"/> 定額法		
法人にあってはその名称及び代表者の氏名		税理士等の氏名	摩周 次郎	16	青色申告	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ <input type="checkbox"/> 無		
屋号		電話番号	015-482-2191						
フリガナ	ホッカイトウカワカミケンテシカカチョウチュウオウ								
公簿上の住所 又は所在地	北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号								
公簿上の生年月日 又は設立年月日	1947 年 7 月 1 日								

資産の種類		取 得 価 額				前年前に取得したもの(イ)				前年中に減少したもの(ロ)				前年中に取得したもの(ハ)				計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	
1	構 築 物	十億	百 万	千	円	15	000	000	十億	百 万	千	円	十億	百 万	千	円	15 000 000		
2	機 械 及 び 装 置		54	000	000				4 500 000				11 500 000				61 000 000		
3	船 舶																		
4	航 空 機																		
5	車両及び運搬具																		
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品																		
7	合 計		69	000	000				4 500 000				11 500 000				61 000 000		
資産の種類		※ 評 価 額 (ホ)				※ 決 定 価 格 (ハ)				※ 課 税 標 準 額 (ト)				數 量					
1	構 築 物	十億	百 万	千	円	十億	百 万	千	円	十億	百 万	千	円	十億	百 万	千	円		
2	機 械 及 び 装 置																		
3	船 舶																		
4	航 空 機																		
5	車両及び運搬具																		
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品																		
7	合 計																		

企業の電算処理により申告される方以外は記載不要です。

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

17	市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
18	借用資産	□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
19	貸主の名称等	
20	事業所用家屋の所有区分	□自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 借家
21	□ 資産に増減なし	資產増減なし、該当資産なしの方は必ずチェックしてください。
22	□ 該当資産なし	
23	□ 課税標準の特例名称( )	
24	□ 転出・廃業・解散・その他( 年 月 日)	
備考 (添付書類等)	23に該当(廃業・離農等)の場合は、必ず該当部分に○をし、年月日を記入してください。	

## ⑥償却資産明細書の記載例

所有者名				1枚のうち 弟子屈町役場 1枚目	償却資産明細書												帳票識別コード										
					申告区分 処理方式												□当初申告・□修正申告 □一般処理・□電算処理										
					申告書類記入欄												申告書類記入欄										
令和8年度																元旦(令和8年1月1日)取得の方は「1」を記入してください。											
																3000020016659											
行番号	異動区分	資産の種類	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月			元旦取得	(イ)取得価額			耐用年数	(ロ)減価残存率	(ハ)価額			(カ)課税標準		課税標準額	増減事由	摘要					
						年号	年	月		十億	百万	千			円	十億	百万	千	円				率	コード			
01		1	00000001	駐車場舗装工事	1	H	30	11		10	0000	0000	000	000	10			十億	百万	千	円	1・2 3・4					
02		1	00000002	受変電設備	1	R	01	12																			
03		2	00000003	太陽光発電設備	1	R	06	08														3・4					
04		2	00000004	バルククーラー	1	H	30	08		4	500	000	000	000	7								1・2 3・4				
05																						1・2 3・4					
06																						1・2					
07	1	2		モアコンディショナー		1	R	7	12		10	500	000	000	000	7							1・2 3・4				
08	1	2		テッター		1	H	4	11		1	000	000	000	000	7							1・2 3・4				
09																						1・2 3・4					
10																											
11																											
12																											
13																											
14																						1・2 3・4					
記載の参考としてください。								小計	4	69,000,000														1・2 3・4			
								注意 「異動区分」の欄は、1 増加、2 訂正、3 抹消、4 減少 のいずれかの数字をご記載ください。																			
								注意 「異動事由」の欄は、増加資産の場合:1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 減少資産の場合:1 売却、2 滅失、3 移動、4 その他 のいずれかの数字に○を付けてください。																			

## ⑦申告上の注意点

1. ホイルローダー、フォークリフトなどの大型特殊自動車は、車両番号または型式を必ず記入し、自動車登録の有無に関わらず申告してください。
2. 一時的な遊休・未稼働資産についても、その全部または一部が賦課期日（令和8年1月1日）に稼働している資産は、申告の対象となります。
3. すでに減価償却終え残存価格のみとなっている資産についても、現存するものは申告対象となります。
4. 廃業・離農等により資産を有しなくなった場合は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）【(口) 前年中に減少したもの】に【(イ) 前年前に取得したもの】と同額を記載してください。
5. 少額の減価償却資産の取扱いについては、下記表を参考としてください。

	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満
①	一時損金算入	申告対象外		
②	3年一括償却		申告対象外	
③	リース資産 (ファイナンス・リース)		申告対象外	申告対象
④	中小企業特例			申告対象
⑤	個別減価償却			申告対象

## ⑧課税標準の特例と非課税

次に該当する資産の申告については、償却資産申告書（償却資産課税台帳）【22】及び償却資産明細書に特例名称等を記載し、適用に係る資料を申告書と一緒に提出してください。

### 1. 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定に該当する資産。

### 2. 非課税

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する資産。

## ⑨償却資産の申告は簡単・便利な eLTAX（エルタックス）が便利です！

eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用することにより、自宅やオフィスなどから簡単に電子申告を行うことが出来ます。

詳しくは、eLTAX のホームページをご確認ください。



eLTAXホームページURL : <https://www.eltax.lta.go.jp/>

## ⑩申告書の提出及びお問合せ先

〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

### 弟子屈町役場税務課資産税係

TEL : 015-482-2914 (課直通)

当町のホームページでも制度の詳細などを掲載しています。

弟子屈町 償却資産 検索

